



季刊・秋号 第55号 2018年10月15日発行
〒600-8154 京都市下京区岡之町通下珠数屋町上ル
榎木町306 坂口ビル2F
TEL 075-352-2640 FAX 075-352-2646
HP <http://www.attaka-support.org/>
E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp
郵便振替口座 00900-2-264244
特定非営利活動法人 あったかサポート 理事長 澤井 勝

目次

今秋季 NPO 法人あったかサポートの事業展開	編集部	1
12・1シンポジウム開催にあたって	上田修三	2~3
“共育で”「保育情報共有カフェ」		
第1回 保育園制度などの紹介と活用方法を語る	伊地智史恵	4
「労災事件救済の手引（第2版）」上梓して	古川 拓	5
NPO 法人あったかサポート理事長としての10年を語る	澤井 勝	6~7
私の読書館 ③	半田敏照	7
ひとり親家庭支援の現場から（第3回目）	西町成美	8~9
理事・小林竹廣さんの死を悼む	笹尾達朗、柏倉 裕、半田敏照	
山本賀則、山本喜久治、高橋尚子、木村千代子、出口正章		10~15
編集後記／図書紹介	編集部	16

今秋季 NPO 法人あったかサポートの事業展開

当NPO法人は、今秋季二つのイベントを企画しています。ぜひご予定ください。

1. “共育で”のための「保育情報」共有カフェ

日時：2018年11月17日（土）午後2時~4時（開場は午後1時30分）

*お子さんを連れて参加できるように会場には保育施設を開設しています。
保育施設の利用を希望される方は事前にお申し出ください。

会場：男女共同参画センター「ウイングス京都」2階セミナー室A

中京区東洞院六角下ル 東側 地下鉄烏丸線『四条駅』、阪急「烏丸」駅下車

参加費：1,000円

あったかサポートの三本柱のひとつ、「あったか未来」づくりとして、平成30年度京都府女性活躍応援事業補助金を活用し、「女性活躍のための『共育で社会』づくりプロジェクト」を今秋から展開します。第1回は、右記のとおり「共育で社会」に向けた「保育情報共有カフェ」を開催し、現行の保育所制度や入所のポイントを伊地智史恵キャリアカウンセラーから解りやすくお話いただきます。第2回は、子どもたちの養育環境をあつたかくするための保育ソーシャルワークなどの可能性、第3回は、共働き社会における稼得とケアの調和のための課題を取り上げる予定です。

2. シンポジウム「日本の大学で学位を取得した外国人留学生の日本企業への就職の壁を考える」

日時：2018年12月1日（土）午後1時30分~5時（開場は午後1時より）

会場：同志社大学今出川学舎・良心館RY302号

上京区烏丸今出川上る東側 地下鉄烏丸線「今出川」駅下車

参加費：無料

もう一つは、公益社団法人・京都勤労者学園の委託事業である「若者が雇用に預かれないために」のための第13弾となるシンポジウムです。本年3月まで同志社大学のキャリアセンターで外国人留学生の就職活動に携わって来た経験を持つキャリアコンサルタントの上田修三氏からの情報提供を受け、外国人を採用している地元企業の担当者や職場産業への就職を希望する大学院生や既に日本企業に就職した同志社大学の卒業生に登壇していただき、議論を深める予定です。

2018年12月1日シンポジウム

●若者が雇用に躓かないために第十三弾●

日本の大学で学位を取得した外国人留学生の
日本企業への就職の壁を考える

キャリアコンサルタント 上田 修 三



する留学生）が日本企業に就職することにフォークラスし、現状の整理とこれからの課題を考えます。

1. 在日外国人労働者に関する国の
施策と最近の動向について

日本は外国人労働者を無条件・無制限には受け入れはいたしません、1980年代以降、就労を目的とした外国人が増加し、今日に至っています（資料1）。

外国人労働者の就労は在留資格に規定されています。 **技能実習生**と

留学生に対する国の施策と最近の動向については以下のとおりです。

技能実習生（資料1）

日本の技術、技能、知識を修得・習

熟させる機会提供が目的で就労ではなく帰国を前提とした受け入れ制度です。

① 現行の「技能実習制度」は77職種（139作業）を対象に最長5年間の滞在が認められています。

② 2019年4月より導入される「（仮称）特定技能制度」は試験の合格を前提に5年延長し、最長10年の滞在が認められ、更には在留期限が撤廃される方向で議論が進んでいます。

留学生（資料2）

① 「留学生30万人計画」は2008年に策定され、2020年を目処に留学生受入れ30万人を目指す計画で、2019年度には達成すると想定されています。

（留学生には大学生、大学院生、専門学校、日本語学校を含みます。）

② 「留学生就職支援プログラム」は2020年までに日本での就職率を5割に引き上げる計画です。

（留学生とは学士、修士、博士を指します。）

2. 多様な外国人留学生の来日

（入口）パターンと日本での就業機会（出口）について

日本の就職活動は教育制度が4月入学、3月卒業であることから、4月入社、新卒一括採用に代表されるように期間や選考方法が制度化され、画一的であることが特徴です。

諸外国では大学入学・卒業の時期は在学中にギャップイヤー、長期のインターシップ、兵役などを経験することから、多様で、大学卒業前後に将来の進路を考えるのが一般的です。ここで外国人留学生の主な来日パターンを紹介します。

① 母国で日本語学習→日本の大学入学→卒業（学位取得）

② 来日して日本語学習→日本の大学入学→卒業（学位取得）

③ 母国で大学卒業（学位取得）→来日

④ 母国で大学在学中→来日（交換留学や日本語研修）→母国へ帰国

少子高齢化に伴う生産年齢人口減少を補う手段として、また、企業活動のグローバル展開等による「外国人労働者の雇用拡大」を課題とした報道がなされ久しい今日この頃です。私はキャリアコンサルタントとして、外国人留学生の就職支援に携わっている立場から、本文では「外国人労働者受け入れ」を論ずるのではなく、外国人留学生（※来日し日本の大学で学位を取得

↓母国で大学卒業（学位取得）

日本語習得に向けての学習期間は半年から2年、兵役義務（韓国の場合は2年）を終えると大学卒業後の就職年齢（初職）は日本人学生のそれにプラス1年～2年となるのが一般的です。

国の「留学生就職支援プログラム」は上述①②を対象にしており、大学が就職支援しているのも、多くの場合同様に①②に限定されています。

3. これからの取り組みについて

留学生が日本の大学卒業後の進路選択のひとつとして、日本企業への就職を考えるには、まず、留学生自らが大学で専門分野を学び、日本語・日本文化を理解した上で、更に日本の雇用労働慣行等を受容する努力が大切です。それを支援するために、我々が取り組みめることはなんでしょう。求人・求職のマッチングに焦点をあてて、以下は求人側である企業への提案です。

企業は留学生が多様なバックグラウンドをもつことを理解し、求める人材像を明確に表明することが肝要です。具体的には、次の項目を求人情報に盛り込むことです。

①能力・専門性の追求 ②いい人がいたら採用する「人柄採用」から、「能

力・専門性を重視する採用」を表明すること。能力とは求める日本語能力や母国語以外の言語能力（等級・スコアやレベル等）であり、専門性とは学部・学科・研究課題や資格と自社の事業との関連性。

②採用過程で、求人の国籍を指定することができない現行ルール下において自社の取引先や事業活動する国・地域を明示し、応募する留学生が母国との関係性を容易に理解できる情報。

③入社後の人材育成や人事諸制度 多くの日本企業の人材育成や人事諸制度は終身雇用を前提として設計されています。外国人は帰国することも想定内とし、職場の配置やジョブローテーションについて入社後の年次に沿った説明。

紙面の関係から、求人側へお願いメッセージとなりましたが、12月1日のシンポジウムでは、京都で学び、働いている外国人の詳しい動向資料を見ながら、在学中の外国人留学生、日本の大学で学位を取得して就職した外国籍社会人を迎え、また、外国人の採用実績のある企業の参画を得て、これらの産官学の取り組みについて議論を展開したいと考えております。

開催日時：2018年12月1日（土） 午後1時30分～午後5時
（開場・午後1時）

会場：同志社大学 今出川学舎 良心館 RY302号

参加費：無料

主催：公益社団法人・京都勤労者学園
認定特定非営利活動法人・あったかサポート

後援：京都府 京都市 留学生京都スタディーネットワーク
京都商工会議所 京都経営者協会 京都経済同友会（申請中）

プログラム

- 1 主催者の挨拶 安井由美子（公益社団法人・京都勤労者学園）
- 2 外国人留学生の就職活動の現状をめぐる情報共有
問題提起 上田修三（キャリアコンサルタント）
- 3 シンポジウムの登壇者
 - ① 外国人留学生
 - ② 外国人社員
 - ③ 地場企業関係者
株式会社島津製作所 人事部人材開発室 柴田啓介
 - ④ 会場からの発言
株式会社寺内製作所 代表取締役 山本賀則など
 - ⑤ コーディネイター 川口 章（同志社大学政策学部教授）
- 4 閉会の挨拶 澤井 勝（NPO 法人あったかサポート理事長）

「保育所制度などの紹介と活用方法」

「共育て社会に向けた」

「保育情報共有カフェ」開催に向けて」

キャリアアカウンセラー 伊地智 史恵



変わりゆく保育所制度

私は女性を対象とした公共就業支援施設にて、キャリアアカウンセリングおよび子どもの保育相談を担当しています。

子育て中の女性が働くにあたってもず直面する課題、それは「子どもの預け先」。京都府内各地でも保育所の増設が進んでいるものの、大型マンションが急増した地域や共働き世帯が多い都心部ではまだまだ需要と供給のバラ

ンスが整っていないのが現状です。

近年、入所の仕組みや保育の現場も大幅に変わりつつあります。平成27年4月より『子ども・子育て支援新制度』がスタートし、それまで見えづらかった入所の選考基準（いわゆる「ポイント制」）が開示されるようになったほか、保育所と幼稚園、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」というものが新たに登場したり、事業所が従業員の子どもをおもな利用対象として運営する「企業主導型保育事業」も広がっています。さらには2019年秋頃を目途に保育料を無償化しようという国の動きもあります。

各家庭に寄り添いながら

このように保育が多様化するなかで、保護者からは「どのように預け先を選べばよいのか」「どうすれば保育所に入れるのか」という戸惑いの声が

聞こえてきます。また、ポイント制では就労時間が長い人ほど高得点となり優先順位が上がる仕組みになっていますが、父親が多忙で母親が一人で家事や子育てを担っていたり、ひとり親世帯であったり、子どもの健康や発達面でケアが必要な場合や家族の看病・介護を抱えている等、家庭の事情によってはそれが難しい場合もあります。そうした困難を抱える方には遠慮せず、に役所の窓口で事情を話し、SOSを出されるようお伝えするほか、場合によっては双方の橋渡しもしております。

保育情報共有カフェに向けて

このように10軒の家庭があれば10の事情があり、何がよりよい選択肢なのかを一緒に探っていく伴走者がいることは、子育てへの安心感を生み、心豊かな子どもの育ちにもつながります。私自身も十数年前から子どもを保育所に預け、働き続けてきましたが、子どもが入院を繰り返したり、しつけに悩み自信を失くすことが何度もありました。しかし、その度に家族をはじめ、園の先生、地域の方の温かいまなざしに励まされながら歩んできました。

11月に開催する「情報共有カフェ」

では、そうした経験をもとに現行の保育所制度や入所のポイントをわかりやすく解説しながら、子育てのセーフティネットを実感できる「共育て社会」の実現に向けての意見交流ができればと考えています。たくさんの方にお会いできることを楽しみにしております。

京都からはじめよう、「あったか社会」づくり

私たちは、「あったか人生」あふれる社会をめざして、「はたらく」と「くらし」をテーマに、ひとりひとりの人生を応援します



自立と協働の勤労者・市民ネットワーク
NPO法人
あったかサポート

共生の思想のもと、共助の考え方でつながる
労働と社会保障の専門家集団

「労災事件救済の手引」

「労災保険・損害賠償請求の実務（第2版）」を上梓して

（弁護士法人古川・片田総合法律事務所） 弁護士 古川 拓

この度当法人の活動にご理解をいただいている弁護士の古川拓氏より下記の近著を贈呈してくださいました。長時間労働やいじめ嫌がらせなど様々なハラスメントが拡大し、精神障害の労災申請と認定数が増加傾向にある今日、時代に適った好著です。そこで編集部が著者に直接お願いし、ご寄稿をいただきました。



このたび、標題の書籍を青林書院から上梓いたしました。

初版刊行後、わずか1年余で第2版刊行の運びとなったことについて驚きつつ、それだけ労災関連事件における認定・救済の必要性について、専門家の皆様が大きな関心をお持ちになっていることをあらためて認識しています。

本書は、労災認定や救済に関わる弁護士や社労士、労働組合関係者のみなさんなどが押さえておくべき最低限の知識やノウハウ・書式などをご紹介したものです。ご承知のとおり、労災関連分野は広範囲かつ深淵で、全ての事項を網羅することは困難です。また、関連法令・通達等の制定・施行は日々とどまることを知りませんし、実務におけるそれらの運用状況等についても、その動向を正確に把握する必要があります。そこで、本書では、労災認定実務や損害賠償請求における総論的な事項に加え、災害性労災事案や脳・心臓疾患、精神障害・アスベストや熱中症など個別の傷病等、あるいは後遺

障害をめぐる問題、さらには社会保険や年金との調整など、実務で比較的問題に行き当たることが多いと思われる事項をとり上げて解説を加え、又書式や資料の紹介をするなどしています。

さらに第2版では、初版以降公刊物などで掲載された近時の裁判例等について可能なかぎりフォロー・アップデートを行うとともに、精神障害・自殺ケースの労災認定実務において用いられている「労働時間アナライザ」をご紹介（私の運営するホームページからダウンロードできます。）など、実務において一層役立つ内容となるよう充実を図っています。

昨今、働き方改革関連法の成立による過重労働増大への懸

念や、大企業ですら裁量労働制を見直さざるを得ない状況が生じるなど、働く人たちのいのちや健康をまもるための知識・取り組みが一層重要となってきました。使用者においても、企業の大小を問わず労働者の安全管理や健康管理を全社的なリスクとして重要事項に位置づける会社が増えているように思います。労災予防・安全対策は、被災労働者・遺族にとつての悲劇を生まないためであるだけでなく、企業の事業継続・発展にとつても重要なことです。

そうした動向を踏まえつつ、あらためて本書が、被災者・遺族に正当な認定・救済を届ける一助となることを願ってやみません。



あつたかサポートこの10年

理事長 澤 井 勝

2008年5月31日の第3回総会で、森茂樹さんの後を引き継いで理事長を引き受けてほぼ10年になりました。この間に、労働問題と社会保障の世界でも変化が見られたと思います。それを気がつくままにいくつか見ていくことにしましょう。

一つは、高齢者施策が、2000年の介護保険制度の施行とその後の地域包括支援センターの設置（2006年）などを経て、日本社会

に定着したということです。高齢者施策としては、介護保険は極めて後発の事業でした。政策分野別社会支出では、2015年には日本は高齢者が

46・8%とやや低下したもののやはり大きな割合を占めています。アメリカが33・6%、イギリスが32・4%、ドイツが30・5%、フランスが39・5%、スウェーデンが33・9%となっています。

山崎史郎は言う。「足元の現実として認識しなければならないのは、我

が国の保育サービスや児童手当などの子育て支援施策は、他の先進国に比べて大きく立ち遅れていることである。日本の子育て支援に関する社会支出（家族関係社会支出）の対GDP比率

（2013年）は1・26%と、スウェーデン（3・64%）やフランス（2・91%）などに比べると半分にも満たない状況にあり、抜本的な強化が急務となっている。」（山崎、『人口減少と社会保障』168頁～169頁）。

2つ目の転換は、2008年に、「子どもの貧困」についての論考が相次いで出版され、「子どもの貧困元年」と呼ばれたことです。

安部彰の『子どもの貧困』（岩波新書）では、「国民生活基礎調査」を使って、「日本の社会の中で、一番、貧困となる割合が大きいのは高齢者であり、その貧困率は20～21%と高い数値で推移している。20歳未満の子どもの貧困率は、最新の2004年のデータでは、14・7%である。つまり7人に一人の

子どもは貧困状態にあるということである。」と指摘した（同書52頁）。

また、「1990年代に入ってから、子どもの貧困率は大きく上昇している。89年の12・9%から2001年の15・2%に上昇し、2004年には若干減少して14・7%となっているものの、その上昇率は他のどの年齢層よりも高い。」ことにも注意を呼びかけている。これがかっかだと思われるが、その後、短期間の間に民主党政権下の2010年に、それまでの浅く薄い「児童手当」から所得制限のない「子ども手当」の創設が行われた。ただ財源手当が十分ではなく、「ばらまき」批判もあつて自公政権下で、所得制限が復活した「児童手当」（2012年）に改正されている。ただし、児童手当の額は、子ども手当とほぼ同じ水準を維持していることには注意が必要で

す。また、同時期に2012年8月には、認定こども園法の一部改正などで構成される「子ども子育て支援関連3法」が成立し、2013年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律（通称・子どもの貧困対策法）」が衆議院参議院の全会一致で成立しています。2014年8月29日には、この法を受け、閣議決定「子どもの貧困対策に関

する大綱」が定められました。

また民主党政権下の2010年から高校授業料の無償化が行われ、その後の自公政権でも引き継がれました。国の財政負担は約4000億円。来年、2019年10月からは保育園、幼稚園の保育料無料化（幼児教育無料化）が前倒しで行われることも大きな変化と言えます。

第3に、この時期の政策展開で重要なのは、生活困窮者自立支援法の制定（2013年12月13日）です。本法は、生活保護法の改正と同時に成立したが、それに伴い、就労支援を「よりよいながらの生活自立支援」という施策が制度化されてきています。ここから「中間的就労」という考え方が明確になつてきています。日常生活自立支援、社会生活自立支援、一般就労自立支援という3つの局面ごとに、それぞれの被支援者の状況に合わせて支援を組み立てていくことが求められるようになりました。

直接の契機となつたのは、2008年末から2009年正月に、日比谷公園と厚労省の講堂に臨時に設けられた「年越し派遣村」です。

加えて最近では、2015年12月25日、電通の高橋まつりさんの過労による自死が大きな衝撃を日本社会に与え



ました。これに先立って、2014年11月には、「過労死等防止対策推進法」が全会一致で成立、パワハラやセクハラ、長時間労働など職場状況への対応が、各企業に求められる時代に入りました。これは、1991年に結成された「全国過労死を考える家族の会」の粘り強い各界への働きかけが大きな原動力になったものです。政府も「同一労働同一賃金」と「長時間労働規制」を柱とした「働き方改革」を法的に進めようとしています。

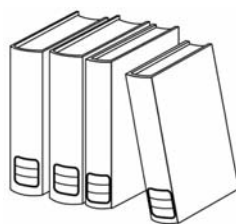
このような流れを振り返るとき、注目したいのは社会的困難と向き合っているすべての人々を支援する事業は、より総体的に、ネットワーク的な連携のもとに各支援機関が具体的に進めることが求められていることです。

最後に、小林竹廣さんが急逝されました。残念です。彼の理事会での具体的で積極的な経営感覚からの発言がなお聞こえてきます。これから彼が私たちとともに歩いて行ってもらえるものと確信しています。

私の読書館 ③

図書紹介と私の所感

半田 敏昭 (社会問題研究家)



「新・日本の階級社会」

(橋本健二 著)

この書物は社会変革＝政権交代提言の本である。キーワードは「格差社会の克服」である。

その前提として、現代の日本を「新しい階級社会」と定義し、その階級分析を行っている。

伝統的な階級分析は、マルクスが分析した二大階級、すなわち、生産手段をもつ資本家階級と持たない労働者階級である。それに対して、著者の階級の定義は「収入や生活程度、そして生活の仕方や意識などの違いによって分け隔てられた、いくつかの種類の人々の集まりのことをいう。」(P11)とし、「そして各階級の間の違いが大きく、その違いが大きな意味をもつような社会のことを階級社会という。」(P12)と

述べて、今日の日本を「新しい階級社会」であると結論づけている。その視点から、「社会階層と社会移動全国調査」(SSM調査)のデータと首都圏調査を使って分析を行っている。

その結果、現代日本の階級構成を四階級に分類している。つまり、①資本家階級(経営者・役員) ②新中間階級(被雇用の管理職・専門職・上級職) ③労働者家階級(被雇用の単純事務職・販売職・サービス業・他のマニユアル労働者) ④旧中間階級(自営業者・家族従業者)である。

ところが、著者の階級分析は、このところに止まらないで、第五の階級としてアンダークラスを位置づけているのである。アンダークラスとは、パート主婦を除く非正規労働者である。

そして、著者の階級分析は、格差の拡大をもたらし、特に、アンダークラスとそれ以外の階級の格差が大きいと

結論づけている。

ここから、こうした格差の縮小を図るのにはどうするかを提案して、その手段として、社会主義革命という階級をなくす方法は取らないで、「非階級社会」を目指すとしている。その「非階級社会」とは、「階級間の格差が小さなものになり、自分の所属階級を自由に選ぶ可能性の社会」(P239)と定義している。

そのうえで、格差社会克服の担い手を、アンダークラス、パート主婦、専業主婦、旧中間階級、新中間階級・正規労働者のリベラル派に求めている。そして、その可能性の一旦は昨年の10月の衆議院選挙での立憲民主党の躍進に現れているとしている。

こうした著者の漸進的な社会変革には疑問もある。確かに、格差を克服し平等社会の実現には異論はないが、最終的に階級をなくすには社会の構造を変革しないと達成されないのではないか。「千年王国」論者の筆者としては社会主義革命しかないと考えている。

ひとり親家庭支援の現場から (第3回目)

西 町 成 美 (仮名)



今回は、私がこれまで受けてきた相談の中で、印象にのこっている具体的な相談事例をおして、そこから今のひとり親家庭が抱える問題について、理解を深めていただきたいと思います。

資格取得に向けて

ひとり親家庭の支援のひとつとして、看護師や介護福祉士などの資格を取得し、安定した職に就くため、看護学校などの養成機関に通学する期間中、勉学と就業の両立が難しい場合に、

生活費の一部補助として一定の額を給付する「高等職業訓練促進給付金」があります。

特に看護師の場合、病院が設置している看護学校に通学することが多く、国家資格が取得できたら、ほぼその病院に就職できるため、利用度が高い制度です。

また、介護福祉士も求人率が高いため、その資格取得を目指す方も多くなっています。



Aさんも市のホームページでその給付金の制度を知り、私たちが勤務する窓口にお電話してこられました。

Aさんは、電話のあった時点では、別に複数のお仕事を掛け持ちしておられました。児童扶養手当を含めても、決して楽とは言えない家計でしたが、お子さんも中学生になり、学童保育へのお迎えに行く必要もなく、家事も手伝ってくれるようになったことで、将

来のことを見据えて資格を取得しようと思われました。

何度か相談を重ねる中で、仕事を辞めて給付金と児童扶養手当の収入になっても、生活に支障がないことを確認し、看護学校へ通学することになりました。

相談を担当した母子・父子自立支援員が、丁寧な説明をして励ましたことから、信頼感を得ることができて、時折、給付金の請求書をわざわざ窓口まで持参してこられて、今の勉強のことや実習がしんどいことなどを話していかれます。

申請や給付の手続きが終了するとその後は、定期的な書類の往復に始まるのがほとんどの中、このように時折、顔を合わせる形で現状やいろいろな話を聴けることはとても大切なことだと思えます。何気ない会話の中から、新しい支援方法を考え、今後の相談方法に結び付けることができます。とは

言っても、日常仕事と家事などで忙しいひとり親にとっては、市役所に足を運ぶこと自体がなかなか難しいのですが。

貸付と徴収との板ばさみ

ひとり親家庭支援の大きな柱と言っても過言ではないのが、「母子父子寡婦福祉資金」(以下、福祉資金と言います)です。ひとり親の相談では、この福祉資金の貸付相談がもっとも多いのではないのでしょうか。

この福祉資金は、ひとり家庭の親や寡婦の経済的自立と生活意欲の向上やその子どもの福祉の増進を目的に、修学・技能習得・就学支度資金等の貸付を行う制度です。詳細については省きますが、貸付相談の多くは、子どもの高校や大学進学のための修学資金に関するものがほとんどです。

貸付をする際には、返済計画を立てており、その返済金の徴収もひとり親支援担当で行っています。

自治体によっては、異なる担当課が徴収を行っている場合もありますが、ほとんどの自治体が貸付業務と徴収業務をひとり親支援担当が行っています。



この「貸付業務」を「徴収業務」と

いうある意味相反することを行わなければいけないことが、ひとり親支援担当として悩ましいところです。

ほとんどの家庭が返済計画に基づいて返済していますが、中には、不況で経済状況が変わり、計画通りの返済が難しくなった家庭もあります。その様な家庭には、分納などの相談に乗っていますが、そのような割り切れない気持ちになることがあります。「借りたものを返すのは当然じゃないか。」という意見も当然です。が、もともと福祉目的で貸したものを、まだまだ福祉を必要としているところから（言い方は悪いですが）取らなくてはいい、という辛い気持ちになることがあります。

ひとつの離婚相談

最後に、私が受けた相談の失敗例についてお話しします。



ひとり親相談では、ひとり親になる前、つまり離婚前についても相談も受けています。

ひとり親になったらどんな制度を受けることができるのか、これまで仕事をしたことがなく経済的に不安でどう

したらいいのか、といったどちらかと言えば漠然とした相談がほとんどです。そのような相談には、児童扶養手当をはじめとした公的制度を説明したり、ハローワークへつないだりします。



私が受けた相談もそのように離婚したらどのような制度を受けることができますかというものでした。相談に来られたのは夫にあたる方でした。普段は、母子・父子自立支援員が相談にあたるのですが、その時は、たまたま別の相談を受けている最中だったので、私がお話をお聴きすることになりました。「とりあえず、ひとり親が受けられる制度について知りたい。」ということだったので、ひとり親支援の制度についてまとめた冊子の中身を一通り説明したら大丈夫かな、夫からの離婚前相談って珍しいな、くらいに思っていました。

相談者には、お子さんが4歳と2歳の子が2人おり、妻はここ数年体調が思わしくなく、本人は隠しているが心療内科に通院しているらしいこと。それが原因なのか、時折感情が高ぶり、夫婦間で言い争うことも増えて、とうとう離婚の話が出てきたため、父母それぞれがひとり親になった場合の支援制度を知りたいとのことでした。

そこで、冊子を基にひとり親が受けられる制度について、一通り説明したところ、「いろいろな制度が受けられるんですね。割と手厚いんですね。」との言葉がありました。これまでは逆に「他にもっと支援はないんですか。」と言われることが多かったので、この言葉は意外で不思議に思いましたが、母子・父子自立支援員にバトンタッチしたのでした。

その後、母子・父子自立支援員から話を聴くと、相談者は、妻を心配しており離婚は考えたくないこと、相談に来たのは、離婚しても大した支援はないことを確認して、それを理由にまたやり直したためだったことを知りました。



何て相談者に事務的な対応をしてしまったのか、結果として辛いことをしてしまったのか。実のところ、私は制度を伝えることに精一杯でした。というか、制度を伝えることが役目だと思っていました。ひとり親相談だからといって、離婚を推奨する窓口ではないのです。できれば、子どものためにも夫婦一緒にいられるように支援するのも役目です。

私は、このことで、相談を聴く立場としての未熟さを痛感しました。



理事・小林竹廣さんの死を悼む



去る九月九日、当法人の結成当時から
の理事であった小林竹廣さんが
急逝した。若い時からの旧友、ティ
グレグループの部下、当法人の各理
事から彼の死を悼む声が届いたの
で、ここに紹介します。

(写真は亡き小林竹廣さん)

NPO法人あったかサポート常務理事 笹尾達朗



去る9月
4日午前9
時過ぎ、小
林竹廣の妻
久恵さんか
ら突然電話

があった。こんな時間に彼女から私の
携帯に電話がかかることはないの、
直感的に何かあったと思った。案の定、
「お父さんが倒れて意識を失っている。
今医療センターのICUに入ってい
る。でも面会謝絶だ」との報を受けた。
一瞬耳を疑った。8月22日に「いま西
本願寺の仏教学院が夏休みだから暇や

ねん。コーヒーでも飲もうか」という
電話を受けて、喫茶店で長々とお互い
の近況を語り合ったばかりだった。そ
の日は彼と話をする最後になってし
まった。そして、9月9日夕刻の16時
30分ごろだっただろうか、再び久恵さ
んから私に電話があり「もうお父さん
の臓器が弱ってきて、長くはないので
病院に来て！」と連絡があり、タクシー
で病院に向かった。しかし彼は意識を
失った状態で、僕の到着を待っていた
かのように10分後、あつてなくあの世
に逝ってしまった。その間、ICUの
中の機械が心臓の脈や血圧の数値を表

示している。最後に機械がピーという
音を出して彼の息が絶えたことを知ら
せる。急に涙が流れ出て、ハンカチで
目頭を押さえるが涙は止まらない。そ
のうち、ICUからの退室を迫られる
ことになった。

いよいよ通夜や葬儀の準備だ。彼も
僕も学生寮が一緒に彼と同じ長野県出
身の僧侶に電話を入れ、「僧侶5人を
調達してくれ」と依頼した。妻の久恵
さんに「俺が死んだら盛大に葬式をし
てくれ」と生前に語っていたそう。

それで葬儀社との打ち合わせを9月11
日に行い12日通夜、13日本葬が決まっ
た。急な話なので参列者がどれだけ集
まってくれるか心配だったが彼が1年
前まで勤めていたティグレグループの

社員や取引先の方々がたくさん集まっ
てきてくれ、盛大な通夜と葬儀を行う
ことができた。僕はティグレグルー
プが開催する新年の祝賀会に何度も招
待され出席したことがあるが、およそ
3000人の参加者という大規模な催
しだ。そのパーティ券を社内でも最も
取引先企業に売りさばっていたのが、
実は彼だったことを僕は知っていた。
彼は、飲みに行っても相手がもう帰
ろうと言わない限りは、自分から帰ろ
うとは言わない男だった。取引先の中
小企業の親父さんたちも相当に困って

いたと思うが、逆にそこが彼の強み
だったと思う。

僕が53歳で郵便局を退職し、今のN
PO法人を立ち上げた時にも彼が陰で
支えてくれた。「俺だったらもっと押
して会員にするのに、笹尾は押しが足
りない」と言われたものだ。

とにかくバイタリティーがあり、相
手に対する押しが強いから、行政機関
や権威に対しても何ら臆する事はな
かった。今のティグレという大きな組
織の中で外様の身でありながらそれを
率いる立場にまでなれたのは、そうし
た彼の精神力と歴史に学び新しい時代
の流れを読む力があつたからだ。彼は
陰で勉強をしていたのだ。

彼は僕と同様にアナログ人間だっ
た。二人とも本を読むジャンルは異
なつたが物事や人物の評価には共通点
が多かった。僕は労働や社会保険に係
る本を読むが、彼は歴史小説、政治そ
して晩年には仏教学を学んでいて僧侶
の資格を取得していた。

彼と最後に話した時には「坊主のア
ルバイトをしてもしょうもないしな」
何ができるかな？と話していた。入院
中に久恵さんが彼の部屋を覗かしてく
れたが仏教書と辞書が机の上にあり勉
強の途中にあつたことを物語っていた。
僕が18歳、彼が19歳で当時の学生運

動を共にした仲である。同じ寮に住み、同じ境遇の学生たちと接していたが、彼は幅広く他人とすぐ仲良くなれる物怖じしない突破力があつた。一方で僕は慣れない人には物怖じするところがあるが、一度仲良くなるとオープンになり、人を組織する事が得意だった。二人の自然な役割分担だったようだ。

タケちゃんへ

フジグリーン（富士鋼業株式会社グリーン事業部）

柏倉 裕

（栃木の旧友）



なんでそんな急に逝っちゃうのさ。急ぎ過ぎだよ。あんまりあつ

けなさ過ぎて涙も出てこない。

京都に行けば、また一緒に飲めるところだったのに。

もう40年も前になるのか、タケちゃんと初めて会ったのは。

たしか大阪から単身、革命的研修のために上京してきた。

そうした彼も学生時代は極めて真面目な青年で「酒や女や言うとなら革命ができるか」と言っていた。晩年の彼しか知らない人は皆が笑って驚くだろう。今、そんな彼が逝ってしま何とも寂しい思いが私の胸に押し寄せる。やはり悲しい。

仮住まいのアパートが見つかるまでと、小生の所に転がり込んだ。

あの細い目に人なつこい笑顔、すぐに打ち解けた。

「ちょっと電話してきまっさ」

あの晩、きみはこう言って出たきり、なかなか戻ってこなかった。

30分たち1時間たつても帰ってこない。道が分からなくなつちまつたのか。

酔って眠いのを我慢して探しに行くと立ったとき、きみはようやく帰ってきた。

出かけてから2時間近くたつてい

た。とても嬉しそうだった。

聞くと、彼女に電話していたという。今の連れ合いの久恵さんに。

開いた口が塞がらなかった。少なくとも

見積もつても通話時間は1時間半（90分）。ハーフタイムを除くサッカーの1ゲーム分を、好き合った人と電話する。こういうのを恋というのかあ。それにオレとは今日が初対面なんだけ。

話もあるう、沈黙もまたいいか、立ちっぱなしで腰も痛かつたらう、10円

玉は何百枚使ったのか、すべて余計なお世話だった。その人のことをいろいろ聞くと、細い目がますます細くなつていくようだった。

タケちゃんと、もう飲めないのか。きみが好きだった『麦と兵隊』や『戦友』を、きみの歌でもう一度聴きたかった。5年後か10年後か分からないけど、オレもきみの所に行く。そしたらうーさんと3人で飲んで歌おう。と書いてきたら、涙が出てきた。

合掌

竹ちゃんの思い出

社会問題研究家 半田 敏 照

（当法人参与）



笹尾さんから、彼が緊急入院され、集中治療室で治療を受けてい

るが、予断を許されない状況であるとの連絡を受けたのが、9月4日の朝でした。その5日後の9月9日に、様態が急変し笹尾さんが、病院駆けつけ、その場で息を引きとつたとの連絡があったのが9日の夕方でした。

その報を聞いて一瞬耳を疑いました。

ほんの1ヶ月前にはお祝いの会で食事と共にし、その後決まりの二次会にスナックへ繰り出し、カラオケでお互いの持ち歌を熱唱しているうちに、

時間も午前12時を過ぎたので、そろそろ帰ろうと誘つてもまだまだと言いな

がら歌っていたが、時間も遅いので彼をおいて帰ったのが最後でした。その時の姿を今でも忘れません。

その彼が、1ヶ月後には亡き人になつたとは、とても信じられません。

あまりにも早い「死」を現在でも受け入れることが出来ない心境です。

彼とは、6歳離れていましたが、同志として、飲み友達としての長い付き合いでした。かれこれ45年になるかと思えます。

最初に彼と出会ったのは、私が大学を卒業してある政党の議員団でアルバイトをしているときでした。彼は大学院の試験を受けようかと言って、まだ就職もしていない頃だと記憶しています。その時、議員団でアルバイトをしないかと誘い、少しの間一緒にアルバイトをしていました。

その後、私は、結婚したこともあり、議員団のアルバイトでは生活が出来ないので、京都府の外郭団体に就職し、彼もある組合の書記として就職しました。

確かその頃かと思いますが、彼も結婚するというので、人生の先輩として仲人を引き受け、その時の司会が笹尾さんでした。

その後、私は先の職場を辞めて府会議員の秘書になりました。身分は議員が立ち上げた商工団体の職員になりその仕事を熟しながら、秘書として選挙を取り仕切っていました。その時も、何故か彼も先の職場を辞めていたので、同じ商工団体の職員として就職し、選挙も一緒にしたものです。

しかし、彼はこの商工団体も長く働くところではないと言うことで、伝手を頼って中小企業団体（現在の「ティグレ」）に就職しました。

新しい職場で苦労したと思います。彼の持ち前の明るさとバイタリティーで組織の中で頭角を現し、最後は社長まで上り詰めました。その「ティグレ」も定年退職して、彼の念願であった得度も受け、僧侶の中間入りをした矢先の不幸でした。彼は在職中から僧侶の道を歩むと常に言っていましたので本当に残念であったと思います。

彼とは、若いときは仕事を終わってから良く飲みに行ったものです。「ティグレ」に勤めてからは日頃の付き合いは少なくなりましたが、それでも、会議・研修会・パーティー等で顔を合わせれば飲み明かしたものです。

特に、カラオケ好きで、サブちゃんの歌を起立し足を踏ん張って熱唱している姿は、今でも目に焼き付いています。また、二人とも、信州の出身で県歌である「信濃の国」を合唱しました。彼は、結構難しい歌詞を全部覚えており感心したものです。

同志であり、飲み友達であり、同郷であり、要所要所で彼の人生に関わってきた私としては、彼を失ったことは痛恨の極みです。亡くなることに順序

があると思えば、私が先で、彼にお経をあげてもらうのが自然の摂理かと思っています。

斎場に同行し、骨上げをしたとき、これで彼とは永遠のお別れになるのだと実感したとき、何とも言えない虚無

感に囚われました。

「はんだはん」の声が今も聞こえてきます。天国で会ったときは、彼の歌唱指導で「信濃の国」を合唱し、サブちゃんの歌を聴きたいものです。

安らかに眠って下さい。 合掌

小林竹廣さんを偲んで

寺内製作所代表取締役社長 山 本 賀 則

(当法人副理事長)



私と小林さんは同い年である。いわゆる団塊世代の尾っぽ世代

だ。70年前後に青春を過ごし高度成長期に突入、モータリゼーションで社会問題や労働問題に関わってきた。そして、21世紀に差し掛かる頃から経営組織のトップリーダーの役割を与えられ、今日に至っている。彼とよく似た人生を歩んできた。

小林さんは昨年社長を退任された。世のため人のために働くことを円満満期されたのである。これからは自分のために生きる」とのことで仏

教の修身をはじめていたとのこと。NPO法人理事の肩書きは宗教家である。気ままに人生を楽しもうとしていた矢先の計報である。聞くところによると、仲間と語らい、馴染みの店で十八番を歌い、帰宅した直後の急逝である。彼らしい逝き方であるが、余りにも早すぎる。

彼は豪放磊落に振る舞った。しかし、本当は繊細で優しかった。ある年の寒い夜、携帯に電話を掛けてきた。少し酔った口調で、「社長、この間一緒に飲んだ店は何処やった?」といきなりの大声であった。事情を聞くと、彼の行きつけの店が不法就労問題で閉店に追い込まれ、そこで働いていた女性が無職になっている。彼女は、昼建築

事務所働き、娘を大学に通わせている。今一緒に居るので、先日の店に彼女を紹介したい。〰〰〰の事であった。彼女の器量と氣立ての良さもあるが即断で雇用が決まった。その後、店には一度だけ顔を出したそうである。彼のシャイでダンディな性格を見た。男前である。

彼は今頃、天上で蓮に胡座をかいて、観音様と一献遣りながら、マイクを握っているかもしれない。現世の分も楽しんで欲しいと思う。

曼珠沙華

燃え咲くなかを

君の逝く

合掌

小林竹廣さんの急逝を悼んで

労働経済研究家 山本 喜久治

(東京の旧友)



強い台風が近畿地方に大きな爪痕を残して数日が経った時、あつ

たかサポートの笹尾さんから電話があった。原稿の依頼か何かと思って話を聞くと小林さんが急逝したということだった。一瞬、耳を疑ったが、突然のことでもあり驚く他はなかった。一昨年の春京都で会い、会食をしたのが最後の交流になってしまった。その時はいつもと変わらぬ元氣な様子だったのに。彼との最初の出会いは1970年代

の半ばくらいだと記憶している。恵比寿の労働経済研究所の研究会合だったと思う。当時の経済分析や古典の労働論や生産技術論等を共に勉強していた。勉強の後にはよく飲んだりもした。「竹ちゃん」と彼を呼び、「ドクター」と私を呼んでくれていた。年齢は私の方が二つ上だったと思う。その後竹ちゃんは京都に戻り、それでも私が関西での研究会や仕事の出張などで度々会う機会をもてた。時の経過の中で交流の機会はだんだん減ってきた。私もそうだが、彼も中小企業団体の仕事での責任が重くなり人生の中で実務、業務のウェイトが大きくなったせいだろ

う。元気に活躍してくればそれが何よりという感じで、時折の邂逅を楽しみにしていた。

竹ちゃんとは色々と思い出もある。東福寺の近くそして東山の疏水の側の自宅など出張の折などよく泊めてもらいお世話になった。私が夏休みに宇治に逗留している時も京都の仲間と宴席を囲み大いに盛り上がったものだ。そのころ竹ちゃんは仕事を京都から大阪の団体が変わる間の時期だったと思う。昼に南禅寺の豆腐料理の老舗に行き盛大に食いかつ飲んだものだった、勘定も結構いった。丁度、宇治川の花火があり、夫人やまだ幼い長男も一緒に私と妻も交え見物した記憶が鮮やかに残っている。

竹ちゃんは心優しい人だった。何かに可愛がられる面を持っていたと思う。そうした資質が組織の長という役割を最後に彼に与えたのだと思う。彼を含め京都では多くの方々と研究会などの合宿等を経験できた。感謝感謝の心境だ。一つ思い出すのは2月ごろ西本願寺のそばの旅館や研究合宿で、例によって盛会となり時刻深夜に及び宿から受験生もおり、もう止めてくれと注意されたこともあった。半田、上谷、戎さん、笹尾、出島各氏その他、みなさん楽しそうによく飲んでいた。このメンバーで故人になった方もおり、竹ちゃんも向こうに行ってしまった。先に行っている皆さん新米の彼を宜しくご指導下さいね。

合掌

小林竹廣さんを偲んで

京都自立就労サポートセンター 高橋 尚子

(当法人・理事)



あまりに突然の小林理事の悲報に接して、今、私はまだ気持ちの整理がつかずにいます。こうしてお別れの言葉を述べなければならぬ、そのことがまず信じられません。小林さんとは、あったかサポートの理事就任がご縁で知り合いました。いつも豪快で賑やかなことが好きで、

ぶつきらぼうな話し方がどことなく私の父に重なる小林さんは、私にとつて人生の大先輩はもとより、年の離れた兄のようであり、飲み仲間でありました。

小林さんはお酒を飲むと実に一晩中、誰かれ構わず「しょうもない!」と言うのが口癖で、その悪意のない「しょうもない!」を聞くたびに、(また始まった)と思いながらも、いつも微笑ましい気持ちにさせてくださっていました。私はお酒の席で一緒にすることが多かったのですが、真面目な話を小林さんすることはあまりなかったのですが、一度だけ、仕事のことで悩んでいた時に相談にのってくださいました。最後まで一言も口を挟むことなく、神妙な面持ちで、じつくりと私が話し終えるまで聞いてくださいました。その時私は人生の先輩から、とても参考になるご意見を頂戴できると期待していたのですが、小林さんの口から出てきたのは「辛気臭い」と言わんとき。しょうもない!」だけでした。「へっ、こんなけ悩んでんのにそれだけかいな!」と思ったのですが、この一言がその時の私に一番必要な言葉だったのです。その時の私は「何かを相談したかった」のではなく、きつと「誰かに聞いてほしかった」だけだったのでしょう。私の話からそのことをすぐに察した小林さんは、一番ふさわしい言葉で私を励ましてくださったのです。そして、その一言に妙に安堵し、今の私がいるのです。



小林さん、これからも私が何かに躓いたときは天国から「尚子ちゃん、しょうもない!」と喝を飛ばしてください。人に寄添うことを誰よりも大切にされてきた小林さんの思いと志は、あつたかサポートの活動を通じて、私たちの心の中にしっかりと息づいています。そしてこれまで志を共に一緒に過ごした幸せを、私たちはきつとこの先忘れずに生きてゆくでしょう。得がたい思い出をたくさん残してください。いつかまた逢う日まで、どうぞ安らかにお休みなさい。

小林竹廣さんの思い出



社会保険労務士 木村 千代子
(当法人理事)

小林さんが急逝されて追悼文のご依頼をいただいたときは、即答

では非書かせていただきます、とお引き受けしたのですが、実は小林さんとは、あつたかサポートの理事会、講演会、その後の懇親会で一緒にするものの、直接面と向きあつて話らしい話をしたことはありません。

それなのに、小林さんにはたくさん思い出があるような気がします。小林さんの計報に、思い出話に、こうして追悼文を書きながらも涙がこぼれま

す。学生時代から小林さんと熱い友情と信頼関係が続く、あつたかサポート常務理事の笹尾さんから、小林さんの真面目で一途な学生時代の話、重責を担う地位で経済人として必要なお付き合

いもされながら、学生時代と変わらぬ読書家で勉強熱心なお人柄だとお聞きしていました。

小林さんは、博識であるだけではなく、実務家としてバランスのとれた考え方で、あつたかサポートの活動継続と社会的な役割についてご意見してくださいました。

その一方で、ごく内輪での2次会では毒舌を発揮して存分にカラオケを楽しみ、あつたかサポート参加の半田さんが小林さんの結婚式の仲人だったことが話題になると、照れくさそうなのでも嬉しそうな笑顔になり、そして、奥様の話題になると急に真面目になつて少し姿勢を正してうれしそうにお話をされていて、その様子がほほえましく、こちらまで笑顔になっていました。

私が登壇して多数の方の前で話すことに慣れていない頃、小林さんがとても熱心に耳を傾けてお聞きくださっていました。私の話がそんなに興味深く上手だったのだろうかと思いきや、後でお聞きすると、笑いながら「一生懸

命話してたから」とのことでした。慣れない私が安心して話ができるよう、応援する気持ちでお聞きくださっていたのです。

小林さんのそつと気が付かないような優しさ、人を育てる暖かなまなざし、生真面目な一面が、豪快に言い放つ小

林さんを更に魅力的にしていたような気がします。

「ご生前に真面目に向き合ってお話をする機会がなかったことが悔やまれます。またいつかお会いするときに、そつと見守って下さった感謝の気持ちを伝えたいと思っています。」

小林竹廣さんを偲んで

ティグレ連合会 出口 正章

(社会保険労務士)



先月、9月9日に旅立たれた小林竹廣さん、まだ近くにいます。うな気がしてなりません。小林竹廣さんの思い出いっぱいのエピソードをお話させて頂きます。

私と小林さんとは、小林さんはティグレグループの代表、私は一職員の関係でしたので、当然雲の上の存在であり、またお酒での武勇伝が沢山ありましたので近寄りがない存在でした。

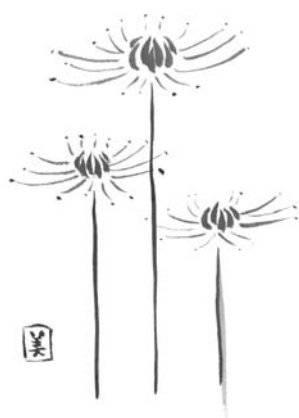
しかし2006年9月、私が配属された部署が、たまたま小林さんの席が近くになり、毎日私の事を気にかけてくれるようになりました。その小林さんが縁で、あったかサポーターに入会させて頂くことになりましたが、それだけでなく夜一緒にお酒を飲む機会も増えました。目上の方でありかつ武勇伝を聞いてたので最初、非常に緊張しましたが、明るく、気さくで、自分たち目線で接していただいたので、毎回楽しいお酒でした。しかし、小林さんとの飲み会は毎回「長い夜」(松山千春の曲)になってしまい、社内ではこれ

を「拉致」といい、自分も「拉致被害者」の一人になってしまいました。「長い夜」にも2パターンありました。一つは同じ店で、ラストオーダーが過ぎているにも関わらず、「あと一杯」「あと10分」など何度も繰り返し、結局閉店時間を2時間から3時間延長させ、また日付変更線を超えると驚異的な粘りを発揮されました。そんなこんなで何件かは出入り禁止になった店もあるそうです。もう一つのパターンはカラオケです。カラオケに行くとき必ず「サブちゃん」等演歌を中心にこぶしを入れて歌われました。日付変更線を越えているにも関わらず、気持ちよく歌っておられ、自分たちが演歌以外の曲を歌うと、「しょうもない」「しょうもない」と言って歌の邪魔をされました(特に自分に対してはひどかったなあ)。そこまではよかったです、このパターンも必ず「長い夜」になるのです!・・・一晩一人で20曲ぐらいは歌います。ある時、朝7時30分までになったこともありました。朝になり、私以外の拉致被害者は皆寝てしまっているにも関わらず、小林さんは一人で歌ってました。自分たちはその日(思いつき平日でした)、仕事なので「もうそろそろ仕事なので勘弁してください」と言ってやっと解放された・・・

そんな出来事もありました。とにかく「長い」「くだい」「元氣」の三本の矢は強烈でした。

そんな小林さんも職場では、代表だからと言って偉そうにすることもなく、職員や会員様からも慕われるなど、本当に人望の厚い方でした。私の人生で今まで出会った中で一番人望の厚い方だといっても過言ではありません。また特に自分に対しては、厳しくもありましたが期待もして頂き、仕事にやりがいを与えていただきました。最後ですが、仕事でも遊びでも、本当にポジティブな人で、後ろ向きの発言や姿勢を見たことはありません。

そんな小林さん、旅立たれても私たちにのちで「強く」「明るく」生きてこられた印象が強く、今後の私たちに「勇氣」を残してくれました。本当にありがとうございます。感謝



会員年会費または寄付金のお願い

NPO法人あったかサポートは、「労働と社会保障」に係る市民のコモンセンスづくりを進めます。当法人の活動へのご理解を賜り、本年度も引き続き年会費または寄付金をお願いします。

- (1) 正会員は、年間1口5,000円です。個人として総会での議決権を有します。
- (2) 協会員は、年間1口10,000円です。団体としての参加ですから総会での議決権はありません。
- (3) 賛助会員は、年間1口3,000円ですが、当法人の活動に直接参加できない方のための制度です。

従って、総会での議決権はありません。

尚、当会は認定NPO法人です。当会への寄付金や協会員会費、賛助会費は、寄付金控除にご利用できます。

郵便振替口座 00900-2-264244 振込先 → 特定非営利活動法人 あったかサポート

編集後記

2005年の当法人結成当時から理事として貢献された小林竹廣さんが去る9月9日、突然亡くなられた。編集子にとって18歳から青春時代を過ごしてきた。今日まで同志として、友人としての50年に近い付き合いであった。生前に彼が妻に「俺が死んだ時は盛大に葬式をしてくれ」と語っていたことから、葬儀では彼をよく知る導師を含む5人の僧侶による読経が続いた。1年前まで大阪に本社を持つティグレグループを統括する立場にあり、それを辞めたばかりであった。通夜にはおよそ2500人、本葬には2000人の参列者があった。とにかく賑やかなことが好きな彼だっただけに喜んでくれたと思う。

当法人の独自事業である今秋季連続セミナーは、彼の提案もあり「外国人雇用と共生社会」をテーマにし9月8日から全3回にわたり開催した。彼の参加は適わなかったが、延べ1000人の参加者があった。「水は高いところから低いところに流れる」ように外国人労働者の流入は、時代の変化がもたらしたものだ。外国人労働者を迎える限りは、労働法令の遵守や保育施設の利用を含めた社会福祉や社会保障サービスの提供が不可欠であろう。また外国人労働者の存在を可視化することに事業主として努めるべきであろう。

さて、今年度京都府の公募型女性活躍推進事業の助成金を受けて仕事と生活の両立支援、保育ソーシャルワーカーの役割など「子育て社会の実現」に向けたカフェやシンポジウムの開催を予定している。先ずは、11月17日(土)に保育園など保育施設の利用方法についての情報提供を目的に「子育て」「保育情報共有カフェ」を開催する。働きたいお母さんやお父さんに役立てて頂きたい。

また12月1日(土)には、ラポール学園と共催し、同志社大学の川口章教授の協力を得て日本の大学で学位を取得した外国人留学生の就労支援に向けたシンポジウムを開催する。この場には、同志社大学の大学院生や同大学の学位を取得し日本企業に就職した方と外国人留学生を迎え入れている企業の関係者にも参加して頂く予定だ。外国籍を持つ彼ら彼女らが日本で働き続けることができる社会的な条件整備について議論したい。

労働法制については、今年「働き方改革関連法」が成立した。背景には、正規と非正規雇用の格差が日本経済の成長と分配のフレイキになっていることだ。それが今や若者の結婚格差、少子化に繋がるなど社会問題となっている。それだけに日本の雇用の光と影など私たちのこれまでの働き方を見直すチャンスだ。企業としては、パート労働者、有期雇用労働者、派遣労働者の意見を吸収し、就業規則の見直しなど新しい制度設計を行ってほしい。労働組合にとっては、正規雇用労働者の理解を得て非正規労働者を組織化し、使用者側との生産的な協議と交渉の場を設けるチャンスである。また企業をサポートする弁護士や社会保険労務士は、情報面で専門的な知見や経験を活かして格差の是正に向け社会的な役割を果たして頂きたい。当法人としても、労使を問わず新たな制度設計に向けた相談や研修活動を進めて行きたい。(笹尾)

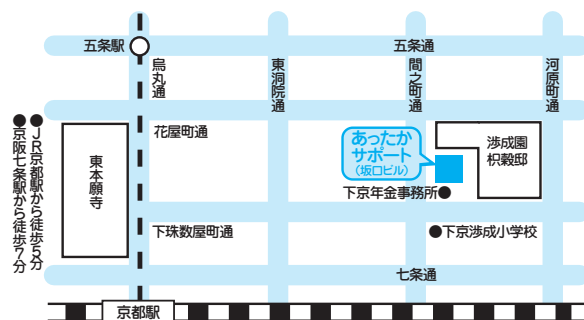
■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640
FAX 075-352-2646

特定非営利活動法人 あったかサポート事務局 笹尾達朗(当法人・常務理事)

HP <http://attaka-support.org/>
E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp

●お問い合わせ時間 平日/10:00~17:00(土・日・祝日は休業)

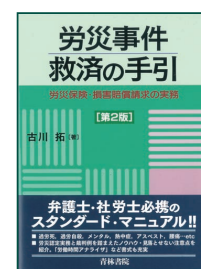
●ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。



埋橋 孝文 著
法律文化社

保育ソーシャルワーカーなど、新たな支援のあり方を問う論考が詰まっています。

当法人に贈呈を
頂いた図書を
紹介しています



古川 拓 著
青林書院

本書は、精神疾患の労災申請など実務に役立てることができま